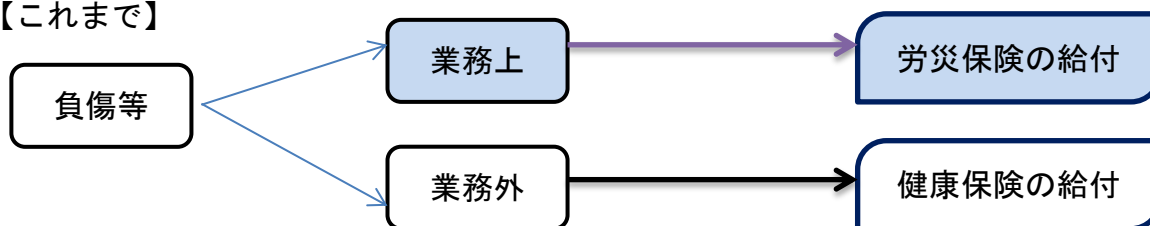


## 平成 25 年 10 月 1 日から健康保険法の一部が改正されました

### ● 業務上の負傷等に対する健康保険の給付について

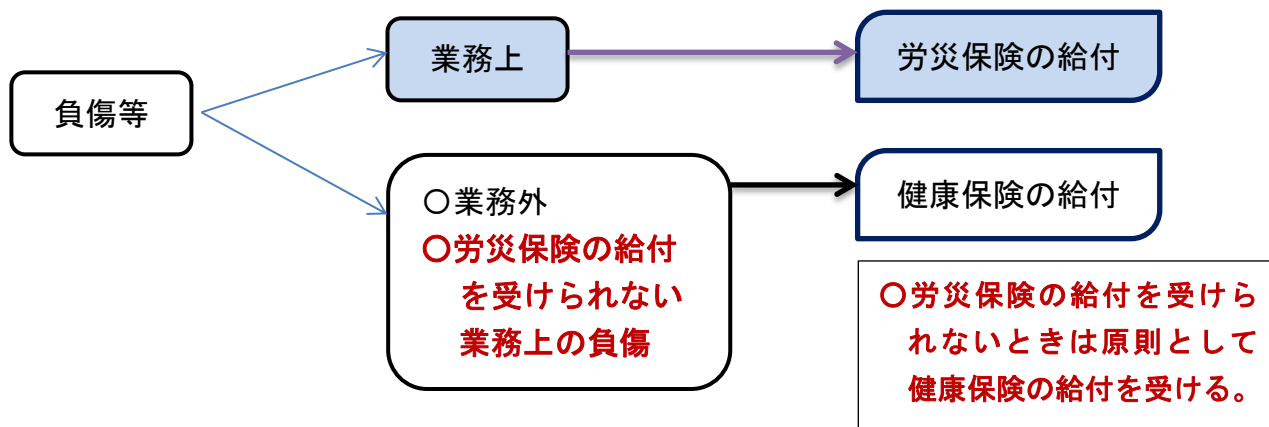
これまで、業務上の負傷等は労災保険、業務外の負傷等は健康保険の給付を行ってきました。しかし、どちらの保険制度からも給付が受けられないケースに対応するため、広く医療を保障する観点から、業務上の負傷等であっても労災保険の給付を受けられない場合には、健康保険の給付が受けられることになりました。ただし、法人役員である場合、業務に起因する負傷等はこれまでどおり健康保険から給付することはできません。（注）

【これまで】



被保険者が副業で行う請負業務、または被扶養者の請負業務（シルバー人材センター等）中に負傷した場合や、学生の職業体験制度中に負傷した場合など、健康保険と労災保険のどちらからも給付を受けられない場合があります。

【平成 25 年 10 月 1 日以降】



（注） 被保険者数が5人未満である適用事業所の法人役員であり、一般従業員の業務と同一の業務を遂行している場合、その業務に起因する負傷等に対しては、健康保険の給付を行います。

- 労災保険における業務災害、通勤災害については労災保険の給付が優先します。業務上、通勤途上での負傷等については、まず労災保険へ請求してください。
- 労災保険における審査の結果、業務外であることを理由に不支給となった場合、原則として健康保険の給付対象となります。その際、健康保険組合から事業所ご担当者を通じご本人に審査結果を確認させていただきますので、不支給決定通知の写しの提出などのご協力をお願いいたします。